

盛岡藩における銅山直轄経営について

— 藩財政との関わりから —

小石川 透

はじめに

本稿は、盛岡藩において行われる明和二年以降の銅山直轄経営について、主として藩財政との関係を検討・考察するものである。

従来、近世における銅を取り扱った研究は、主として個々の銅山経営に関するもの^①、銅が近世において最大の輸出品であったことによる貿易史^②、銅座の研究を通じての幕府の銅統制政策に関してなされたもの^③等がある。その中で、近世最大の銅生産地帯の一つであった盛岡藩における銅山経営の研究は、麓三郎氏による研究以後、大きな進展を見せてきたとは言いがたいものがある。無論、銅山経営は藩財政に於いて少なからざる位置を占め、「勝手向」や「御側」といった藩庫や藩主の家政向け費用とは別個の、半ば独立した存在であったとされるが、その実態については必ずしも十分な考察がなされてきたとは言いがたいと考えられる。

とくに、明和二年の「御手山」以後の経営状況に関しては、「御用銅」との関係上の文脈で語られたり、藩財政の中で最大の支出を産みだしていることから、全体の財政逼迫の最大の要因として触れられること^④はあっても、それ以前の請負経営時代に対してその後の「御手山」経営

が藩財政とどういった関わり方を新たに築き上げていったのかということではさらなる検討と考察が必要であると考えられる。

以下本稿では、請負経営の盛岡藩における意義と、その後の明和二年の「御手山」化によって成立したであろう藩財政に於ける銅山の位置づけを、主として請負経営末期にあたる宝暦期から、「御手山」経営期を通じて最も産銅量の減少した寛政期にかけての銅山経営を検討することで明らかにしたい。

一 請負経営末期の状況

明和二年の尾去沢銅山の藩直轄経営化に至る原因として挙げられるのは、幕府の銅統制策の強化である。本稿末尾にある【表・a】は、元禄八（一六九五）年の長崎貿易における銅代物替の開始から明和銅座設置に至る幕府の銅統制の主な流れを示したものであるが、その中でも、寛延から明和銅座の設置に至る状況は、幕末にまで至る銅統制政策を決定づける重要な政策の出された時期にあたる。すなわち、寛延三（一七五〇）年の御用銅買上値段の決定、宝暦四（一七五四）年の「御用三山」

(秋田銅・別子立川銅・盛岡銅) 決定、そして秋田阿仁銅山上知令等である。

基本的に御用銅買上値段は地売銅の値段に比して低く抑えられており、その差額は山元における銅生産の大きな障害となっていた。元文銅座設置に際して発せられた幕府の触書に於いては、御用銅買上値段は地売銅相場に勘案したものとすると定められていたが、現実には地売銅相場と御用銅買上値段とは大きく乖離し続けた。盛岡藩では元文年間の段階において、「長崎に御買上之値段と山元にて仕出候値段と引合不申、山師共損亡有之ニ付及迷惑」と意識されていた。寛保三(一七四三)年の御用銅買上値段値下の段階でも、「銅山ハ次第ニ古山罷成候程働方難渋仕候故、銅高直ニ仕上候所、過分之御直下故(中略)右御直段下ニ準山中働之者共手宛相減候處、掘子共離山仕候様ニ罷成、御用銅御請高斤数出不足仕候趣ニ御座候故、手宛相減候儀難相成、先年之通手宛仕罷有候故被仰付候御直段ニ引合兼、銅山相統難相成」と、当時の銅山は諸経費がかさみ、仕上値段も高くなっているのに、買い上げ値段を引き下げられたことで、山中での労働に従事するものたちへの給与を減らさなくてはならないが、そうすることで掘子(金掘大工)について鉱石等の坑道からの運搬を担当する労働者)たちが山を離れてしまい、御用銅の定高不足になってしまふ。そうしないためにも給与を減らすわけにはいかないが、そうすると引き下げられた買上値段では銅山経営も立ち行かないとしている。

こうした御用銅買上値段の値下げが起こるのは、長崎貿易の性格に起因しており、寛保三年の輸出銅量の半減と買上値段の値下げは、輸出货量

を抑えることで海外貿易で得る損失を低く抑え、そして同時に国内での買上値段をより海外輸出銅値段に近づけることで、さらにその損失を低く抑えようとする幕府の政策の一環であった。

たとえば、寛延三年の御用銅買上値段値下にあたっては、長崎奉行松浦河内守が「御用銅直段之儀格別引下差上可申候、左様無之候而者唐渡ニ致候ニ長崎之益ニ相成不申候」と盛岡藩に対して述べたとされ、「長崎之益」を得ることに幕府の主眼があった。

この様な状況下における盛岡藩の銅山経営方法は、主として藩領内外の商人資本に請け負わせるものであった。

一、銅山師福嶋源兵衛御銅山御請負御徳用金壹ヶ年六千両宛御議定之所、銅御直下就被仰付候、過分之違にて金主手合差支入金届兼迷惑仕候付、御前借御願否之義相知候迄右違之所御了簡被成下度旨、当正月其元願出候付、一ヶ年御徳用金四千五百両之積を以上納仕候様被 仰付、其節源兵衛へ申渡候処、早速御請仕兼候間、金主方へ申遣相談之上否之御請可仕旨申出候処、頃日金主方より申来、右四千五百両にてハ御請仕兼候付、壹ヶ年三千七百両之御徳用金上納仕候様被成下度旨又候願出、御前借銀無御座候ハ、御徳用四千両之御規定被 仰付可然旨、先達て其許御役人共申出、伺之通被仰出候間、尚又此度御役人共相談之上弥壹ヶ年四千両相究可申付哉之旨別紙書付之通申出候ニ付、遂披露候処、伺之通申付候様被 仰出(後略)、これはそれまで尾去沢銅山の経営を請け負っていた南部屋八十治の後を継いで経営者となった福嶋源兵衛が、寛保三年の御用銅買上値段の値下げによって、銅山を請け負う前に定めていた「御徳用金」額を支払う

ことが困難であり、また、「御前借」願いも拒否されたことから、当初の見込みと「過分之違」になってしまった御用銅買上値段のことを含めて「御徳用金」について考慮して欲しい旨を願い出た事に対する記事である。

結果は右にあるように、三七〇〇両にして欲しいと願い出る福嶋とその金主に対し、盛岡藩が四〇〇〇両で折り合っているが、幕府による御用銅買上値段の値下げは、「仕入金届兼迷惑仕候」というように、山元での産銅に直接的に影響を及ぼしていたのである。そして、「前借銀」がなかったことから、四〇〇〇両の規定は当然のことであるという藩側の意向は、当時藩が銅山支配に於いて、請負人からの徳用金を初めとした多額の資金の上納と、廻銅を引き当てにしての幕府からの前借金に意味を見出していたことを示している。

こうした銅山請負人に対する盛岡藩の対応は、宝暦年間に至って、藩自体の財政政策に従う形で変質していく。盛岡藩は、宝暦四（一七五四）年正月に、領内の有力商人たち十八人に尾去沢銅山の請負を任せ、その際に商人たちへ藩が与えた証文には、「老ヶ年御礼金貳千両宛被仰付被下度旨願出候ニ付願之通被仰付条年々六月千両十二月千両右両度無間違上納可仕事」と、礼金について明記してある。しかし、この領内商人たちの銅山請負には、礼金上納の他にも盛岡藩が期待するものがあつた。

宝暦三年盛岡藩は、日光山本御坊普請手伝を命じられ、その御用金を家中からの借上で捻出しようとし、さらに、銅山の請負を任せ商人たちに銅山を引き当てにして御用金を作らせた。中でも尾去沢銅山廻銅支

配商人仲間に名を連ねていた前川義兵衛は一度に七〇〇〇両という多額の御用金を用意し、その衰弱が始まったとされる。また、宝暦五年の凶作による盛岡藩内の財政窮乏に対しては、一五〇〇〇両の「才覚」を命じているが、その際、「右御引宛之儀ハ銅山并いづれ之品成共心付候筋申上候ハ、御吟味之上御振向可被成候」と、銅山やその他の産物を引き当てにして、金額を捻出することを認めている。藩側の銅山経営者からの御用金の借上は、それ以前にも度々行われているが、以上のことから、宝暦四年の領内有力商人による請負経営の開始は、領内の有力商人に銅山経営という特権を与えて御用商人化し、御用金の徴収を一層強化する目的で行われたと考えられる。

そのことは、領内有力商人による宝暦三年の上方問屋の結成に見られる藩の政策にも見ることが出来る。すなわち、盛岡藩は寛延四年十月より、いまだで領内の商人たちが上方筋から諸品を買い入れて、領内で売買していたのを、領内有力商人二二名に「諸品仕入支配」を命じ、礼金の上納を行わせた。宝暦三年には上方問屋仲間の「仲間定」が作られ、上方からの諸品買い入れを独占した。一方でこの時に上方問屋仲間を形成した商人メンバー二一名は、宝暦四年の銅山請負を引き受けたメンバー一八名と、実に一七名の重複が見られ、盛岡藩は主としてこれら銅山請負と上方問屋仲間に名を連ねた商人を中核とした特権商人たちによる藩財政への資金繰りを指向したと考えられる。

だがこの動きは、先に見た御用銅値段の引き下げに伴う銅山経営の悪化と、宝暦四年の「御用三山」決定による廻銅割付の変化によって影響を受けることとなる。

宝暦四年、幕府はそれまでの全国各地銅山に対しての御用銅三二〇万斤の割付を、秋田銅・盛岡銅・別子立川銅のみとした。¹⁹⁾以後、この三ヶ所の銅山を「御用三山」と通称することとなるが、盛岡藩に於ける中心的な御用銅の産出を担っていたのは、尾去沢銅山であった。盛岡藩に対しては、定高七〇万斤の他に増売銅三万斤を加えた七三万斤の御用銅の廻銅が割り付られたが、こうした宝暦四年の改訂によって、御用銅の廻銅に関して、盛岡藩の比重が相対的に高まることとなり、²⁰⁾盛岡藩としては一層その対応を滞りなく行う必要に迫られていった。

宝暦七年、盛岡藩は長崎奉行に対して、御用銅買上値段の値増を願い出たが、それに対して長崎奉行側は、値増は認められないが、御用銅売上代銀の中から「御前借銀三百貫目」を与えるので、御用銅の廻銅を滞りなく行うようにと、応じた。しかし盛岡藩は前借銀だけでは根本的な解決にはならないと、再び買上値段の値増を願い出た。²¹⁾その「願書」に於いて藩側は、寛延三（一七五〇）年から御用銅値段が、荒銅一〇〇斤につき一三九匁四分八厘に定められたが、元文年間に比して、「大坂吹屋諸懸り」と「蔵舗問屋口銭」を差し引くと、一〇〇斤につき五二匁余りの下値になってしまおうとし、「古山ニ相成次第山稼入用銀相重り候上、去ル亥（宝暦五年）引用者註）領内凶作旁にて、山許相統届兼」と、先程も見たとように、御用銅買上値段が山元での産銅値段の実状に合わないものであるが故の、銅山経営の苦難と、それに加えて、宝暦五年の凶作によって銅山経営が立ち行かなくなりつつあることを述べている。

宝暦五年の凶作によって盛岡藩の財政そのものが危機的状态に陥ると、藩側は御用金の「才覚」を領内の有力商人達に命じたのは先に見たとお

りだが、このように、凶作時に銅山経営の資本もとである領内有力商人に対して御用金の借上を行うことは、銅山経営の困難さと相まって、その資本力を弱体化させる大きな要因となったと考えられる。そのことは未だ請負経営の年限の切れていない宝暦十一年の段階で、金主に大坂銅問屋の一人である平野屋又右衛門を迎えた森田屋六右衛門が新たに請け負うことになったことから推測できる。²²⁾これに関し麓三郎氏は、請負年限の切れていない状態での森田屋の請負について、その御礼金を有利にしたことが原因ではなかったかとして²³⁾いるが、今まで見てきたように、御用金の借上と、銅山経営の困難とが、銅山経営を請け負った領内商人達を追いつめていったことが主たる原因であると考えられる。

「雑書」宝暦十一年七月五日条によると、盛岡藩は銅山請負から離れることとなった銅山支配人たちへ笛字帯刀を赦し、褒美を与えている。その中で、「尾去沢銅山支配延享四年より被 仰付置候處重々仲間不人数ニ相成候上別而近年御山稼方之者不足仕難洪之處」とあり、延享四年以来、領内商人たちへ銅山を請け負わせていたが、前川善兵衛の如く資本力を衰弱化させた商人もいて、請負人数が減っていき、近年とくに銅山経営が困難であったことを示している。

森田屋は、宝暦十三年幕府に対して、定高七三万斤を月割で一ヶ月七万斤宛売り上げること引き当てにして、七万斤分の代銀を前月渡しとして渡されることを願い出て許され、²⁴⁾資金繰りを行った。その際、「南部役人奥印證文等差出」と、森田屋の願出に対しては、藩側も責任を持つことが証文などによって確認された。だが、宝暦十四年正月十四日、盛岡藩江戸留守居加嶋丹右衛門は、長崎奉行石谷備後守に、長崎廻銅に関

して申達をうけた²⁷。その内容は、長崎廻銅が近年延着が多く、昨年分は四万四〇〇〇斤のみしか廻銅が行われず、六八万斤余の廻銅延滞となっているため、請負人森田屋を糺したところ、能代そのほかで「困銅」となったり、もしくは銀繰りのための「質入銅」になっっていることが判明したこと、森田屋への銅代銀の前月渡を認めたときは、藩役人へ長崎会所から奥書印形も差し出させているのに延着していること、月割の廻銅が遅れることで、唐船の帰帆にも差し支えがあるので、請負人をきちんと吟味し、延滞している分の銅もしっかり廻銅すべきであること等、請負人の森田屋の不正と、それに対する藩側の把握能力のなさど無策への注意であった。

盛岡藩は、幕府からの詰問を受けた後で、漸く自ら森田屋への対応を迫られることとなったのであるが、この森田屋の請負期間中に幕府へもたらした危機感²⁸は、宝暦十一年から、明和二年までの盛岡藩の廻銅量に關して見ることで推測出来る。「大意書」巻三「宝暦元年末以来長崎御用銅御買入高并長崎廻着高訳書」によると、宝暦十一年の廻銅積み遅れ三万斤、同十二年の積み遅れが三万斤、同十四（六月より明和と改元）年一八万七九〇〇斤、そして明和二年には、廻銅定高七三万斤全てを廻銅せず、合わせて九七万七九〇〇斤の廻銅延滞となったのである。

また、同時期の秋田藩においても、産銅の減少が問題となっており、その原因として幕府の前借に頼るしか方法がなくなっている銅山経営の窮乏²⁹があげられ、挙げ句に自力での銅山経営能力がないと幕府に判断されて、明和元（一七六四）年阿仁銅山及びその周辺の村々一万余石を上知することを、幕府に決定されるに至った³⁰。結果として銅山の上知令は

撤回されたが、その衝撃が秋田藩の明和二年銅山仕法の変化への契機となったのである。

こうした宝暦末の秋田・盛岡両藩からの御用銅の廻銅延滞が明和銅座設置へ至る要因の一つであることは、岩崎義則氏の研究³¹によって明らか³²にされているが、それによると、明和銅座の設置は、中井信彦氏の指摘するように、銀貨改鑄原料の海外輸入のための御用銅の確保・統制を目的としたという意味合いもあるが、むしろ地売銅に含まれる灰吹銀を統制し、かつ宝暦以来の銅不足が引き起こした地売銅相場の高騰³³によって困窮する大坂の銅吹屋の経営を再建し、銅の集荷・流通体制の整備を意図したものであったとしている。

秋田藩への銅山上知令の様に、宝暦末期における幕府の銅統制政策は、必ずしも銅山保有藩個別の経済活動を考慮してのものではない³⁴。その統制の強さは、同じく廻銅延滞を引き起こしていた盛岡藩への多大な圧力となったことは言うまでもないであろう。事実、盛岡藩の「御手山」への経営仕法の移行は、宝暦十四年に森田屋の廻銅延滞に關して幕府から詰問をうけて以来準備されていたようであり、明和二年に入ると、老中八戸頼母に対して藩主直々に銅山御用懸を命じる³⁵など、藩主導での銅山経営に向けて動いているのである。

以上の様に、銅山請負経営末期の藩財政との関係に見える特色は、産銅そのものによる利潤よりも、むしろ銅山を請負った商人資本の取り込みに見られると言える。そのことが端的に見られるのが、宝暦期に至って請負経営を任された領内の有力商人に關してであり、銅山経営を任せ³⁶たのもむしろ藩財政へのさらなる資金の取り込みを目指した統制的なも

のであって、結果的にそのことが請負年限に満たない内に経営から離れるという状況を生み出したのであると考えられる。

銅山経営、とくに御用銅廻銅に関しては、買い上げ値段の引き下げなどをはじめとする幕府の銅統制政策の中で困難を極めるが、藩が銅山経営状況の悪化を幕府に訴え出るのは、大抵御用銅廻銅の履行が困難な状態に陥ったときであり、幕府との関係悪化を導く状態にならない限り、基本的には請負人の裁量に任せていたと考えられる。³³⁾

しかし盛岡藩における銅山請負経営は、銅山上知令に見られる幕府の強権的な銅統制政策によって終了する。そのことは、今までの藩財政への利益を最優先させてきた請負経営から、御用銅の廻銅という幕府によって命じられた公務的な事業を完遂させることを優先させた結果起きたことであると考えられるが、盛岡藩財政にとって大きな出費を強いることとなる。以下、銅山の直轄経営がどういう展開を見せ、藩財政の中でどのように位置づけられたのかを検討する。

二 「御手山」化直後の状況

(一) 銅山経営費用の変化

すでに見たように、藩領内の有力商人たちに銅山経営を請け負わせていた期間、盛岡藩は銅山を引き当てとして御用金を才覚させ、その上納を命じた。だが基本的にその御用金は藩財政の逼迫状態の補助にあてるものであり、銅山経営に関しては寄与するものではなく、経営主体である商人資本を弱体化を招いた。

盛岡藩は尾去沢銅山の直轄経営化に伴い、それまで給人中野氏の知行地であった花輪町を代官支配とし、以後「花輪町は専御銅山御用重二被相弁候」とし、花輪町の有力商人を「御銅山御用達」として、銅山経営に用いる御用金の才覚と御用米の買上を担わせた。³⁴⁾

直轄経営化直後に於いて命じられた御用金及び買米について、御用達に任じられた花輪町長右衛門から、御銅山御取次松田佐次右衛門に宛てた口上書が「銅山記」内にある。それによると長右衛門は、「御銅山御急用ニ付御金才覚之儀」を請けたのだが、結局「被仰付被下置候御金高才覚ニ及兼、漸々御金百貳拾貳両才覚仕持参仕候」ということになってしまったことを、述べている。一方、買米に関しては、「以相場を千五百駄来二三月迄二千五百駄都合三千駄相調差上申度奉存候」と、御用金の才覚とは異なり、命じられたとおりにことを進ませたことを述べている。長右衛門の口上書に対して銅山側は、「金子之儀は不足ニ付御入用無之候間、直々御取被成」と、銅山が直接費用の才覚を行うことにした。また、御用米は花輪・毛馬内において買上げるので、両通の代官に米・大豆の他領出しを禁じている。

こうした直轄経営化直後の変化は、ある程度の資本力をもった商人資本が存在し、鹿角地方に於いて商品の集まってくる花輪町を、銅山経営のための資金繰りや諸品の仕入先として統制しようとする藩側の指向を示したものであったと考えられる。それを示すものとして、「雑書」明和三年九月十日条に於いて、代官支配以前の花輪町に対する「御貸付」と「御代物」五〇〇貫文、米一五〇駄を、今回元利ともに上納させることとしたが、それまで利息のみを少しずつ支払っていたことから、

「拝借人困窮」となってしまうので、明くる年から七ヶ年賦で上納する
ようにと、藩側から花輪代官へ達があつたことが述べられている。これ
はおそらく花輪町の商人資本へ藩が貸し付けていたものについてのこと
であると考えられる。つまり、代官支配を契機として、藩側は商人資本
への貸付の回収という名目を以て、銅山経営の資金を吸収しようとした
のだと考えられるのである。

藩財政にとつて閉鎖された純粹な消費社会である鉱山への諸品、とく
に米の専売制が大きな意味を持っていたことは、周知のことであるが、
尾去沢銅山の直轄経営によつて、御用米を花輪・毛馬内の鹿角地方から
買い上げ、なおかつそのために穀物の他領への移出を禁じているのは、
注目される。また銅山への御用米には、御蔵米も用いられたが、銅山か
ら御蔵奉行へ御用状によつて、米の銅山への附上について伝えられ、そ
のための伝馬については代官へ伝えられ、銅山への附上が行われた。さ
らに銅山内での商業行為については、「山内小商人此度被仰渡候通無札之
ものハ商売為御止被成候」という形で把握し、さらに濁酒、豆腐は臺所
から原料である米と大豆を調達し、木綿、紙、茶、煙草など、その他鉱
山労働者の生活及び生業に必要な品々を「於御臺所正錢拂被仰付候」と、
臺所ですべて正錢によつて売り渡すこととした。これらは直轄経営とな
ったことによる、鉱産に関連した諸品に対する藩の専売制が敷かれたこ
とを示している。

直轄経営化直後の尾去沢銅山の経営資金は、今見た花輪町の御用達商
人の才覚による御用金の他に、役銭の存在を上げることが出来る。「銅
山記」内に於いても、毛馬内からの役銭が御銅山御用として入用され、

さらに花輪役銭の内から銅山へ借上げることが述べられている。また、
「雜書」安永三（一七七四）年四月二十九日条には、新錢の通用はそれ
を二割増しにして行い、役銭は古錢にて上納させているが、花輪・毛馬
内兩通に於いては、役銭が御銅山御用錢になるので、いちいち二割増し
にしていることで不都合も生じるので、新錢であつても二割増しするこ
となく通用させるという記事がある。これは、尾去沢銅山の御用錢が花
輪・毛馬内からの役銭によつて賄われていることを示している。さらに
役銭に関連して、藩は精錬作業用の炭・薪や、坑道を掘り進める際に必
要な材木などの供給のために、「御銅山附御山」を設定した。「御銅山附
御山」に於ける材木を切り出すなどの作業は、藩と契約を結んだ請負人
が行い、藩はそこから礼錢を上納させ、さらにその販売に際しては十分
一役を取り立てた。

今あげたような直接銅山へ廻される役銭等の他に、「御手山」化以降
に成立したものととして、藩庫から銅山へ支給される「御銅山月割付送
金」がある。

一、 諸御代官

当春御役御金錢并高割上納金未相納分御金錢高不少有之旨、尤皆納
仕候ても御難渋之御勝手向故、第一御參勤御用并御銅山月割付送金、
如何様にも御賦合相届不申内、前書之通ニては尚更御差支相成候段
御勘定頭共申出候、兼て被 仰付置候通不納金糶敷取立上納可仕處、
取立方甚弛候様相聞得候条、猶亦糶敷申付取立皆納可申候、此節等
閑之趣相聞得候ば御吟味之上可被及御沙汰旨被 仰出、以御目付諸
御代官へ為申渡之、

右は「雑書」安永五年四月二十日条の記事である。「役金錢」と「高割上納金」の未納分が多く、たとえ皆納したとしても藩の財政状態は困難で、「御参勤御用」と「御銅山月割付送金」なども配賦していないのに、未納が多い状態では尚更差し支えもあると、勘定頭たちが上申してきたのだが、以後取り立てを厳しくし、皆納させるべきだとある。ここで注目するのは、「役錢」と「高割上納金」の未納が、直接「御銅山月割付送金」に関わってくるということである。

同じく「雑書」安永五年五月二十七日条に於いては、

一、
御御用人御銅山御用縣奥瀬伊右衛門

御銅山付送金近年御当用より繰合候事故、当用向御差支ニ相成候、依之来正月より以前之通御銅山之儀は、別段御遣払御当用より入交御遣払無之、月送金等は御銅山方ニて才覚之筋以自分主立此節より遂相談可申候、尤手合金延引之節は当分右御金着候内は御当用より取替付送候て、御銅山金着候上御当用へ返金仕候様繰合可申候、且御銅山御前借老万両・大坂表式万両御借金ニメ三万両候得共、老万四五千両は御銅山御入方相方、残所は御当用御繰合相成候儀故、右御当用御借金共ニ引請御益之所を以御借金段々相済候様可仕旨被仰付於御席申渡之、

とあり、当時「御銅山付送金」が「御当用」から捻出されていたことから、「当用向御差支」となり、来正月より、銅山への月送金を銅山方の才覚によって捻出すべきこととなったことがわかる。またその際、「手合金延引」の場合は御当用から「取替付送」するともあり、それは「御銅山金」が到着後に「御当用」へ返金することとなっている。「御

銅山金」とは、大坂に於ける銅代金の中から、山元の経営費用として廻されるものである。さらに、銅山側に、幕府からの前借金等三万両の借金があることがわかり、その内、銅山の経営費用として一万四、五〇〇〇両が廻されており、借金は銅山からの益金によって返済するようになるということを述べている。安永四・五年という時期は、後述するが、安永二・三年の産銅増加にも関わらず藩財政自体は困窮していた時期に当たり、直轄経営直後は藩財政に少なからず帰属していた銅山方の財政を半ば独立した存在と規定し、藩財政の窮乏を理由に、銅山側が独自の資金繰りを行わざるを得なくなり、且つ「御益之所を以御借金段々相済候様可仕旨被 仰付」という状況に変化しているのである。しかも「御当用」に対して借り受けるという形で当面の経営費用を得て、「御銅山金」の到着後返済するという状態は、次節で触れるが、銅山経営を円滑に進める上で大きな問題となっていくのである。

盛岡藩が産銅を督励するために尾去沢銅山に派遣した勘定方・御銅山方役人の「被仰渡」によると、明和九年九月に登山した御勘定頭太田茂左衛門は、「近年打続世上金掘不足ニ付余勢無之金工共金掘召抱手段も無之候」と、銅山を取り巻く社会環境が、鋪請負者である金工に採鉱労働者である「金掘」を雇用する術を失わせ、銅山自体が衰退していくことを述べ、その対策として、金工への払い下げ諸品の値段を引き下げ、金工の未進金の徴収を引きのばすことなどを提示した上で、「御手伝御用」や「江戸上屋敷類焼」などの相次ぐ出費の中でも「御銅山御用金錢月々無御滞御渡御弁用」していることに触れている。この時点では藩庫から銅山への経営費用は、藩財政に余裕のない状況でも、滞り無く渡さ

れているが、翌安永二年にはそれが藩財政にとって大きな負担になっていることがわかる。同年五月の御懸御勘定頭江刺家兵左衛門の「被仰渡」においては、年々出銅量が廻銅斤数に引き合わなくなってきたので「諸山取立」してその出銅を廻銅に宛てていたが、逆にそのことで出費が増し、「御勝手向より山元御入方御償御面倒」と資金繰りの厳しさが続いていることを述べ、その費用として「去辰年諸山御取立被成候入料為補地売銅拾万斤御願被成候」と、地売銅一〇万斤を願ひ、許可された。だが同時に江戸上屋敷の普請中は今までのように銅山へ資金を廻せるわけではないので、諸品之代金支払いなどは滞り無く行うこと、さらには金工の未進金の取り立てを今まで延ばしていたが、買鉛値段を値上げしたので、買鉛代金から諸品の代金を差し引いたものから、三分ほど上納することなどが定められた。

この様に、直轄経営直後の銅山経営資金は、基本的に藩財政に付属したものであり、そこからの資金繰りによって成り立っていたのである。しかしそのことが、「御勝手向より山元御入方御償御面倒」という状況を生みだし、やがて経営費用を銅山側による独自の「才覚」によって捻出させるに至ったのである。

以上のように、直轄経営化の銅山経営資金としてあげられるのは、「御銅山御用達」商人からの御用金、銅山周辺地域からの「役銭」、藩庫からの「御銅山月割付送金」、そして大坂からの銅代金による「御銅山金」等である。その中でも、藩庫から配賦される「付送金」は経営主体が藩に替わったことで、直轄経営化直後には大きな割合を占めていたと考えられるが、結果的に銅山側が藩庫に返済するという性格のもので

あった。つまり、藩直轄経営化直後は、銅山財政は基本的に藩財政に付属するものとの性格付けがなされていて、経営費用は藩から「付送金」等を送られることで賄っていたが、おそらくは安永初年の産銅増加を契機として銅山側は経営費用を自ら「才覚」しなくてはならなくなったのである。また、藩庫からの銅山経営費用は前借的なものとされ、銅山側はその返済を、大坂からの銅代を元にした「御銅山金」によって行わなくてはならなかったのである。こうした関係は藩財政の窮乏化に伴い、一層強化され、銅山経営を圧迫していくことになる。次の節ではそうした藩財政による銅山経営の利用について具体的に事例を追うことにする。

(二) 藩財政による銅山経営の利用

明和二年の「御手山」化の直接の原因でもある宝暦末年からの御用銅廻銅の延滞は、延滞量全体で九七万七九〇〇斤という膨大な量にのぼり、藩側は幕府と廻銅に関して交渉を行わざるを得なかった。明和二年の積み遅れについては、山元に三八万九〇〇〇斤程廻銅されることなく残っていたために、その分は急遽廻銅したが、残りの五八万九〇〇〇斤程については、明和四年から安永五年まで十ヶ年賦で一ヶ年五万八九〇〇斤を廻銅することとし、さらには、産銅量を回復させるという目的で、明和三年から五年間、今までの定例高から一〇万斤減らされた六三万斤を定例高として、計六八万八九〇〇斤余を廻銅することとなった。

その後盛岡藩は、御用銅の一〇万斤減高の年限の切れる明和七年に「南部尾去沢銅山古山にて追年遠干深鋪に相成、出銅相劣り候に付、同八卯年より壹ヶ年御定高三拾五万斤減銅被仰付候は、年々相納候年賦

銅五万八千九百斤共壹ヶ年四拾万八千九百斤宛年々四月より十二月上旬を限り無滞売上度旨²⁹を幕府に願ひ出た。それに対する幕府の回答は、長崎貿易との関係上減高は認められないが、明和八年から五ヶ年の減高を延長し、且つ翌年の銅代銀から前渡しとして三〇〇貫目を与えるというものであった。

こうした幕府からの銅代銀の前渡や、先に見たような藩財政の窮乏化にも関わらず延滞無く続けられた銅山への経営資金の投下等が功を奏したのか、先に見た通り、安永二年に至って、「去辰年諸山御取立被成候入料為補」として地売銅一〇万斤を販売することを幕府に願ひ出たように、産銅状況は好転した。

同じく安永二年には「三拾壹万三千百三拾五斤餘山元餘銅有之」ということで、これらを地売銅へ廻すことを願ひ出で許され、安永三年には、「山方出銅宜敷罷成、壹ヶ年御定数並年賦銅共全く売上候ても、餘銅四拾万斤餘宛は此末共丈夫に出銅有之趣³⁰」という状態であり、結局定例高減の期限である安永五年を待たずして、七三万斤の定例高に戻ることになった。さらに、盛岡藩側は四〇万斤の余銅を、地売にまわすか、もしくは御用銅買上値段を上げてくれるのならば、御用銅に加えたいということ幕府に願ひ出たが、結局買上値段は据え置いたまま、余銅四〇万斤を御用銅に加え、「直増同様之御手当³¹」を増高四〇万斤に対して、一ヶ年八〇貫目与えられることとなった。これにより、盛岡藩の安永三年廻銅総高は、定例高七三万斤、十ヶ年賦銅五万八千九百斤、そして余銅四〇万斤の合わせて一一八万八千九百斤となったのである。

この銅産出量の増加によって得た手当銀ではあるが、それは四〇万斤

という増高への手当であり、増高量が減ると、手当も減る性格のものであり、盛岡藩としては「直増同様」と手放しで歓迎できるものではなかった。

安永四年十二月の御留守居見習川嶋文左衛門と御勘定頭松田佐次右衛門による「被仰渡³²」では、以下のようにこの産銅量の増加に関して述べている。

一、御廻銅斤数は迄百拾三万斤為御登被成候御趣意を以、百斤二付七匁之御直段増同様一ヶ年銀八拾貫匁宛、去ル午年（安永三年）引用者註より御手宛被成下是迄御山元御手合方も無滞被成置候處、御銅山并ニ諸山御取立御入方近年御物入打続甚夕御指支ニ而御勝手向より御償金も御届難被成候ニ付、右為御補此度御前借銀三百貫匁當年より亥年（安永八年）迄五ヶ年中御願之通被仰付、是迄御前借とも都合六百貫匁も被成下重疊御願之通被仰付候上ニ候間、只今迄之御定例七拾三万斤江七万斤相増来申年（安永五年）より八拾万斤之御定例ニ被仰上、尤是迄之餘銅四拾万斤とも御廻銅被成次第罷成候、右為御登方斤数相減候ては御直段増同様之御手当銀ニも相障候故、以来御廻銅右斤数ニ御据被成候間吹減とも差加ひ調達候様此度被仰付候間、右心得を以出鉛手合仕一山限明年之出鉛高御請書を以可申出、

安永三年に定められた手当八〇貫目は、銅一〇〇斤につき七匁の値上げと同様のことであるが、諸山を取り立てたり、その他にも物入が続いたため、銅山への資金も送り難く、前借銀を新たに三〇〇貫目を五ヶ年間借り受け、明和八年からの前借銀と合わせて六〇〇貫目の前借銀とな

った。さらに、この六〇〇貫目の前借銀の返納のため、翌年より新たに七万斤を廻銅高に加え、八〇万斤の御定高となる。また値上げ同様の手当ではあるが、余銅の廻銅斤数が少なくなれば、手当銀も少なくなってしまうので、吹減り分も加えて産銅するようにとある。

廻銅量の確保のために、諸山の取り立て等を行って、逆にそれが資金繰りを悪化させ、結局幕府から前借銀をうけることとなったのだが、そもそも一〇〇万斤を超える量の廻銅を必要とするのも、增高銅四〇万斤とそこから得られる手当銀のためであり、出銅量の増加によって、逆に盛岡藩は廻銅量の増加という状態に陥ってしまったのである。尤も、大坂に於ける銅代を引き当てに、商人資本から藩財政へ融資を得たりすることもあったので、藩としてはこのままの廻銅量を確保したいところであった。だが実際は、安永二・三年の増加以後、産銅量は減少していったのである。⁽⁵⁾

安永五年三月の御勘定頭松田佐次右衛門の「被仰渡」⁽⁶⁾では、現在の廻銅量は一三二万斤程になるので、尾去沢に七〇万斤、白根に二〇万斤、そして不老倉に一〇万斤の産銅量を見込んでいたが、それでは廻銅定高に引き合わないのので、尾去沢八五万斤、白根二五万斤、不老倉二〇万斤という産銅量を命じている。だが、「右出銅御割合被仰付候処、万一常躰之出方ニ候ては成ノ年（安永七年〳引用者註）ニ至三拾五万斤餘御廻銅不足相見得」とあり、さらに、「近年御廻銅段々相増前々より格別之余計之御銅高二候得共、江戸表御繰合甚御面倒ニ付御銅代御下金無之（中略）当時御繰合万端御手詰ニ相成向々御手合之程難計」と、嵩んでいく産銅量に比して、それを取り巻く藩財政が逼迫の度合いを深めてい

く様を示している。なかでも、「江戸表御繰合甚御面倒ニ付御銅代御下金無之」という文言では、銅代金が江戸における諸出費に用いられ、山元へ廻されなかつたことが判明する。銅代からの「御下金」は、先にも見たように銅山経営費用を藩から「付送金」られた後の返済に重要な意味合いをもっていたが、それすらも藩の出費へ流用されていたのである。

このような銅山の経営費用の藩財政への流用は、安永期の後半から天明期にかけて度々見られることである。たとえば、「雑書」安永五年三月二十四日条では、盛岡藩が「御勝手向至て御差支」ということで「御用達御町人」鹿嶋清兵衛から月割で一万八〇〇〇両を借りうけた記述がある。藩側は「当冬為御登穀引当可相成程御借請、右ニて不足之処ハ御銅代引宛当時御借請一先御返済、又候御借替ニ相成候得ば大図式万両程可相成」と、江戸へ廻す穀物を引き当てに鹿嶋清兵衛から御用金を借り受けるのだが、それで不足の場合は、御用銅代金を引き当てにして、とにかく今借り受けている御用金を返済して借り換えれば、大凡二万両程にもなるだろうという見積もりを示している。また「雑書」天明元年四月二十七日条では、盛岡藩が「甲州川々御手伝御普請」を終えた際、「御金納御繰合甚御差支被遊、無御抛御銅山御振向金を以押て御繰合」と、「分限金」の不納によって費用捻出に困窮した結果、銅山の経営費用を以て費用を補ったことが述べられてある。さらに、天明二年四月六日条では、領内町人から一〇〇〇両程の借上を命じた際、「御銅山金を以今度御繰替」として、町人達に銅山の経営費用を以て繰り替えることを述べている。天明二年十一月三日条では、盛岡藩が大坂の近江屋休兵衛、錢屋善五郎から二万五〇〇〇両を月八朱の利息を以て借り受けた。

その内訳は、「御表御用」として藩財政へ一万五二〇〇両、「御銅山入用」として七七五〇両、そして藩主の家政向の費用として「御側御縁合」一〇五〇両となったのだが、その返済は「銅山方始末を以」と、銅山方によって行われることとなっている。

安永五年、盛岡藩は廻銅量の増加に対処するために、幕府に対して銅山経営の費用として藩領米を大坂へ廻米することを願い出て許可された。これは、前に見たように盛岡藩財政自体の逼迫から、銅山経営への費用すらも別の資金繰りに流用していたことや、それに対して廻銅量を増加しなくてはならない藩側の要求によって許可されたものであった。藩は以後、五〇〇〇石の大坂廻米を行い続けるが、安永六年以降、領内の作毛はむしろ不振であるにも関わらず、天明の凶作による中断に至るまで年々続けられたのである。

以上から、銅山の再生産が、経営費用を藩財政に流用され続けたことよって安永期の後半から天明初年にかけて困難なものに変化していったことが判明する。幕府からの手当、前借銀を得たことによる廻銅高の増加が、一時の産銅好況とは異なる安永五年時以降の産銅状態を圧迫していったことは確かであるが、廻銅量増加の前提として、山元での産銅体制を整えておく必要性が経営主体である藩側にはあった。しかしそれにも関わらず、藩財政自体の困窮をかなり大きな部分で銅山側の生み出す利益によって補おうとしたのであり、この関係は天明の凶作によって銅山経営に決定的な打撃を与えることとなったと考えられる。

三 銅山経営の転換点

天明三（一七八三）年の凶作による盛岡藩の産銅に対する影響は大きく、とくに、天明八年・寛政元年の尾去沢銅山の産銅量は、二〇万斤台と極端に落ち込み、寛政元年には幕府から見分使が派遣されるに至った。しかし、盛岡藩では藩財政が逼迫の度合いを深めていけばいくほど、銅山経営に割かれる費用は減少し、銅山自体の経営を衰弱させていくことになったのである。

天明八年、盛岡藩は幕府に「禁裏井御所并築池方御入用」として金五二〇両の上納を命じられた。その際、盛岡藩側は宝永年間に同じく京都禁裏御用に上納したときは、一度に納めたけれど、今回は連年不作が続き財政難に陥っているため、今年と翌年の二度に分けて上納することを願い出て許可された。そしてその上納は、「大坂より御下被成候御銅山金にて為遣いたし於大坂上納仕候」と、銅山経営費用として国元へ下す「御銅山金」を以て行われている。

「雑書」天明八年十二月二十二日条では、「御勝手懸御役人」等が、「御側井御銅山より連々不少御借請金有之候得共、急ニ御返済御心当無御座候延金ニ相成居候」ということで、毛馬内通の新遠部山を「御手山」とし、切りだした材木を秋田へ川下して、そこから利益を得たいということを述べているが、この時期の藩の一般財政が、「御側（家政向）」と「御銅山」からの資金の流用によって、その資金繰りを行っていたことを示している。

藩にとって銅山の直接経営は、銅を売ることで得られる代銀と、それを引き当ててにした資金繰りを上方商人や領内商人から行うことに、意味があつたと考えられるが、それら銅山から得られる資金は、銅山へまわされる前に藩の、大坂や江戸に於ける支出にまわされ、そして国元においても、「御借請」という形で藩財政に取り込まれていったのである。

寛政元（一七八九）年四月十日に、盛岡藩の江戸御留守居が老中松平越中守に呼びだされ、天明八年十二月に出していた減銅願いに対して、幕府から銅山の見分使として御勘定柑木久蔵を派遣することを告げられた。⁶⁰

幕府は前年の天明八年四月に、「諸山出銅不進之上一鉢銅方不取締ニ付」ということで、明和三年の銅座設置の際に、諸国の銅を銅座に一手に引き受けさせ、今まで銅山の稼行を行っていたところは勿論、新しく銅山を見立てたところにおいても産銅あり次第少量であっても、銅座へ廻し、その道筋や海上、または港などで勝手に銅を売買したり、囲銅や質銅にしてはならない等の事柄を申し渡しておいたが、「近年別諸山廻銅不進ニ有之候」という状態であり、山元から銅座以外に売り払ったり、質銅、囲銅などになっている場合は、その銅を取りあげることとする全国法令を發布した。⁶¹ それに対して盛岡藩では、「御銅山出銅去年より追々不進御用銅重御差支ニ可相成候付、何ニも出銅相進候様御手合可仕旨被 仰付」と、出銅の不振について対応すべく、銅山へ「来ル七月迄之出銅御手合御普請日数等迄申上吟味之上取次差上候」と、詳しい経営の実際について提出することを求めた。そしてその提出された通りに出銅を行うことを、藩側は期待したが、実際は提出したものと異なり、

出銅高はまったく伸びず、御勘定頭御銅山御用懸倉館久右衛門は、「吟味不行届」として、藩側に自ら「差扣」を願ひ出るような状態だった。⁶²

こうした状況が盛岡藩に、幕府への減銅願いを出させたのだと考えられるが、その減銅願いに対する幕府から盛岡藩主へ出された「書付」には、そこに至るまでの経過が述べられている。⁶³

まず、安永八（一七七九）年に、「新山取開五ヶ年目より七万斤完出銅可致申立ニて金老万両十ヶ年賦返納之積を以拝借并前借三百貫目十ヶ年を限相渡候」と、新たに銅山を興して、廻銅へまわすことを幕府に願ひ出て、その資金として十ヶ年賦の取り決めて、金一万両の拝借と、銀三〇〇貫目の前借を得た。だが、「右新山出銅天明四辰年より可相納處、同三卯ノ年之凶作ニ付猶豫相願、猶又山元稼方難渋之儀申立候付三千兩拝借申度、其上前借銀も定銅餘銅ニ相當り候積合を以兩度渡來候處、一度二百貫目請取候得ハ山元差繰宜旨申立候」と、天明四年から新しく取り立てた銅山からの出銅を廻銅するべきところ、天明三年の凶作によって、藩側はその猶予を願ひ出、さらに銅山の経営費用として、三〇〇〇両の拝借と、いままで定例高の銅代銀から前借されていた三〇〇貫目と、余銅からの前借銀を一度に六〇〇貫目受け取りたい旨を申し立て、それを許可された。しかし、山元の状況は好転せず、翌天明五年には、「餘銅四拾万斤定銅之内拾万斤合五拾万斤拾ヶ年之間減銅并前借三百貫目八十ヶ年銅代を以返納」を申し立て、余銅の減銅は五ヶ年間として許可された。

だが、窮乏する銅山経営に対する幕府の拝借金・前借銀などのでこ入れも効果はなく、寛政元年には、「右減銅并定銅増請銅新山出銅共都合

百式拾万斤廻銅（余銅分四〇万斤、定銅七〇万斤、増請銅三万斤、新山出銅分七万斤の計一二〇万斤（引用者註）可致年限二相成候処、又御品々難洪之趣申立餘銅増請銅は永御免新山出銅も暫猶豫被相願候」と願ひ出るような状況であり、幕府はそれに対して見分使を送ることを決めたのである。

盛岡藩では見分使が藩内銅山の巡検を終えた後の寛政元年九月に、盛岡の家老席から銅山方へ「書付」が出された。それによれば、無用の普請等をなくして出費を抑えること、個々の普請箇所に関する具体的な方針と普請に当たつての諸注意、「鋪普請働人」の労働方法及び規定の確認、詰合役人による見分の増加とそれによる諸働の弛緩を防ぐこと、盛岡での勤務同様のつもりで職務に精励すること、また、その職務についての具体的な注意、山先の職務に関しての具体的な諸注意など、基本的に銅山経営に関して不利益になるような事柄に関しての修整を指示している。この家老席からの「書付」は、積極的に産銅の増産をはかるといふものではなく、いかに諸経費を切りつめ、かつ銅山役人の弛緩を防ぐか、というところに重点が置かれたものである。このことは、盛岡藩が産銅不足の銅山に対して、資金の投下を積極的に行える状態ではないということを示している。今ある資金と資材と人材とによつて、いかに廻銅を成し遂げるかということ、盛岡藩は指向しているわけであるが、これは以後の盛岡藩側の基本的な銅山経営における姿勢となつていくこととなる。

幕府による銅山経営への介入とも言える見分使の派遣後も盛岡藩の産銅の減退は続いた。寛政二年九月に尾去沢銅山へ赴いた御銅山掛御勘定

頭格零石佐蔵の「於御山元為致演説候書付」によれば、見分使の派遣を受けた後も出銅は振るわず、今までの不納分は勿論、定例高分も廻銅で、八六万斤の廻銅量不足となり、その廻銅の猶予と、海失銅を廻銅高に含めて欲しいということを幕府に願ひ出たが、廻銅不足分の猶予だけが認められた。定例高だけの廻銅では、大坂からの御下金も不足し、資金繰りも苦しくなるので、出銅が増加するようにしなくては、山中労働者たちの生活にも関係してくることであるから、なんとかやりくりして「金掘人数相増幾重ニも手段仕出銅相後不申候」ようにし、猶予銅の分も廻銅しなくてはならないとある。

この「書付」からは、廻銅量の不足が森田屋の請負稼行で生じた廻銅延滞量に近い量に至っていること、さらには定例高のみの廻銅では、銅代を引き当てにした諸支払いにまわされただけで終わつてしまい、銅山経営費用にまでまわされることが無くなつてしまふということ、そして資金の不足によつて、銅山労働者の人数が減少する恐れのあることなどがわかる。

だがこうした山元の精励を期待するだけではなく、盛岡藩は経営費用の調達方法として、幕府からの拝借に頼ろうと交渉を行った。

「雑書」寛政四年正月四日条によれば、盛岡藩は寛政三年十二月に、「御銅山御入用金」として拝借を幕府に対して願ひ出た。御勘定奉行長崎御用懸久世丹後守と長崎奉行の水野若狭守に提出した願書では、寛政三年の八、九月の二度に渡つて、大風雨が盛岡藩領を襲ひ、それによつて「鋪岡不少破損」となり、さらに十月十七日に至つて、銅山が大雨に見舞われて、「敷内外共破損」となつたため、藩としては廻銅を行うた

めにも、この災害によって破損した銅山を修繕しなくてはならないがその手段もなく、また諸品高値となり、仕入物も充分に揃えられない状況となったため、寛政三年の暮れと同四年の夏の二度に分けて、金一万兩の拝借を願いたいと願ひ出た。

それに対する幕府の答えは、「去々西（寛政元年Ⅱ引用者註）年格別之儀を以て拝借前貸返納残之分二十ヶ年賦之積定銅代之内前貸三百貫目決算之上翌年前貸相渡候由ニ候得は、山元相続可相成儀ニ候」と、今までの拝借・前借によって、銅山経営の資金は充分であるはずだと述べている。しかし、秋の大風雨による敷内の破損と、領内の損耗を考慮して、今年の暮に三〇〇〇兩、来年の夏に二〇〇〇兩の合わせて五〇〇〇兩の拝借を、寛政五年から廻銅代による十ヶ年賦返済という形で許可した。

拝借の許可を得てから、盛岡藩は老中松平越中守に伺書を提出して、事実確認を行っている。その伺書では「當六月頃より少々山模様立直り候」と、尾去沢銅山の山況に好況の兆しが見えることを述べた上で、「諸品高直炭薪ニ至迄遠山之仕入方故諸懸入増ニ相成、大坂表并諸国買入之品等迄直段引上山中一駄之入用金相増、當時出不足之銅代を以相続金相届」と、久世と水野に提出した願書よりも詳しく銅山経営の苦渋を述べている。すなわち、物価高による仕入金の増加により、不足している出銅の代銀によって銅山経営資金を捻出しているということが述べられ、さらに、今までの拝借・前貸の返納はあと一〇四〇貫ほど残っているということにも触れている。だが注目すべきは、寛政元年に派遣された見分使の盛岡藩による銅山経営への見解について触れられている点である。それは「去々西ノ年検分之趣ニては、いまた老山深敷と申二も無

之普請掘方手配不行届儀も有之近来出銅相減候由ニ候得ハ、此度拝借被仰付候餘勢を以猶又普請掘手配稼方格別ニ取計ひ出銅相増」と述べられており、ここから寛政元年の見分使が、盛岡藩の銅山経営に対して、「手配不行届」であると評価を下していたことがわかる。この「普請掘方」は、採掘作業と、採鉱作業を指しているが、拝借を得たことで、その手配もしっかりと行うことが出来るという藩側の言い方は、逆に銅山経営資金の不足によって、産銅の根幹でもある採掘と採鉱が不十分であったことを示している。

寛政四年、盛岡藩の御用銅の精錬を行う大坂吹所が類焼したため、「棹銅吹立不相成と是迄之通は御代銀御渡不被成候」という状態では山元の諸仕入にも影響があるので、荒銅を廻銅した時点で蔵入預証文を提出して、代銀を得るということになった。その際、盛岡藩が幕府に対して提出した「願上候帳面」には、「山元入用金」として、藩が消費している銅山経費について述べている。

一、山元入用金之儀は先達て書付入御内覧之通一ヶ年四ヶ山ニ凡式万千七百兩程御座候処、近年打続出銅不足ニて年分或三拾万斤或は四五拾万斤程之出銅差廻右御代銀を以相続仕候筈故、一ヶ年入用高過半不足仕金難引合御座候共、年久敷唐紅毛御渡為御用廻銅仕来候間不得止事御慈憐ヲ相蒙候外、慶次郎（南部利敏Ⅱ引用者註）勝手向より皆相償御用相弁罷有候處、連年衰数年之事故助情此上難相及別て近年至窮迫難儀仕候事、

これによれば、盛岡藩領内の直営銅山運営費用は、一年間に二万一七〇〇兩程かかることとなっているが、その産銅量も年に三〇〜四、五〇

万斤であり、その代銀では入用金の過半も不足してしまうこととなり、幕府からの拝借等と、藩財政からの資金繰りによってその経費を補ってきたが、ここ数年窮乏も著しいということとなる。二万一七〇〇両という入用金の金額は、それ以前やその後の銅山経営費用を考えると、確かに多い。先に見た「雑書」安永五年五月二十七日条では、「老万四千五百両は御銅山御入方」とあり、『内史略』にある天保年中の財政収支によれば「一万四千三百四十二両三歩 尾去沢御銅山井水沢御山一ヶ年御入用」とある。さらには、藩直轄経営最末期にあたる安政四（一八五七）年においても「御仕入金一ヶ年老万三四千両二無之ては丈夫之御仕込ニは無御座候」とされていたのであり、直轄経営時代にはほぼ一万四〇〇〇両の前後で統一されていた銅山経営費が、この時期に於いて、四ヶ山を同時に経営することで八〇〇〇両近い大幅な増加となっているのである。

先にも見たように、盛岡藩の銅山経営費用としては、幕府からの拝借や、廻銅代銀をはじめとして、藩庫からの「付送金」、そして銅山への飯米や資材の販売等によって得られたものなどが上げられるが、右の史料では、その中でも「御慈憐」である拝借と、「勝手向」からの経費の流用が大きいことを示している。銅山経営と藩財政との関係は、安永期から天明初期にかけては、銅代を以て大坂の商人資本から融資を取り付けたり、銅山の経費をそのまま藩財政に流用するなど、藩財政の銅山経営費用の利用という点に特色を見出した。だがここでは、銅山経営費用の中において、藩庫からの出費が少なからざる割合を占めていたことを見て取れる。

さらに、寛政四年の十二月には、その年の夏に銅山付近の山々が火災に遭い、炭・薪の入用に困るばかりか諸色高値となったために、山元の経営もおぼつかないという理由で、新たに幕府に五〇〇〇両の拝借金を願い出た。その拝借を大坂銅座から受け取ったことを、盛岡藩御勘定頭から幕府勘定奉行に報告した届書によると、「早速在所表江差下銅山諸仕入物代其外旧冬相滞居候分不残相拂可申」と、その拝借金によって、仕入物その他、支払いの滞っていたものを全て支払うとしているが、度重なる拝借によっても、銅山の資金調達に改善が見られていなかったと考えられる。

銅山経営の不振を訴えて幕府から度重なる拝借を得るということは、この天明から寛政にかけての時期に特徴的に見られる事例である。ここから、盛岡藩にとっては「御手山」化以来の産銅と廻銅について大きな転換期となったのが、天明三年の凶作を契機とした、寛政年間に及ぶ期間であったと考えられる。すなわち、今まで「御表方」への流用も行われた銅山経営費用が、天明の凶作による藩財政そのものの衰退によって減少し、幕府からの拝借・前借などに頼る形でしか、その経営を行いていないという状況の現れた時期である。

寛政五年十二月に、盛岡藩は領内の直営銅山の内、尾去沢を除く三ヶ山の「休山」と、それに伴う廻銅高の二〇万斤減銅を幕府に願い出て許可された。その幕府に提出した願書によれば、請負稼行中は銅の値段相応に入用の品々も値段が低く、かつ坑道もそれ程深くなっていなかったために、普請費用もかからなかったが、やがて坑道も深くなり、水抜きなどの諸雑費が多くなるようになり、さらには再三にわたって銅買上

値段を下げられ、近年の物価の高騰もあって銅山経営の資金繰りに困窮し、定例銅も拝借金の上納も延滞することとなってしまったとある。また、天明の凶作以来、「連年荒作」が続き、「勝手向差支之基」となり、

「勝手向より年々別段償金無限指加候上、猶又彼是至て難渋之節ハ無據拝借金等度々願上山元手當仕候」と、何とか藩の一般財政から銅山方へ資金を送り続けたが、それでも足りない場合は、拝借金を願い出て、経営費用にあてたということが述べられている。しかし「拝借金際限無之相増候程返納金高相嵩り、却て内外難儀仕」と、拝借金などの増加によって、逆にその返済に追われざるを得なくなつて困窮しているとある。

こうした状況に藩側は、尾去沢以外の銅山で拝借等を得ながらも銅山経営を行いつづけることは、最早不可能であるということ述べて、幕府に「休山」を願ひ出たのである。

さらに、減銅を願ひ出たとしても、「及減銅候砌は御代銀は右高二應候御儀之処、拝借金返納及廻銅蔵元町人借用返済諸年賦等差引仕候ハ内外繰合益以差支候上、廻銅方蔵元月割出銀も減少仕候事、旁以多少減銅願上候儀は容易難仕候」と、減銅によって逆に銅代も減少し、拝借金の返納や、廻銅御蔵元町人からの借用の返済などを差し引くと、資金繰りに差し支えがあり、廻銅によつて得られる月割金も減少するので、容易に減銅を行うわけにはいかないとしている。だがそれでは、出銅の減少している現段階では、減銅してもらわないことには約定を果たすことは出来ず、かといつて、減銅しても今まで述べてきたように、銅山の経営資金に差し支えが出てくるので、これ以上の銅山稼行は不可能であるということ、盛岡藩は幕府に再三述べているのである。

また藩としては、この三ヶ山の「掘子大工等山着譜代之者」等を尾去沢へ移し、他の銅山に比べて「場広」である尾去沢を普請させ、出銅量を上げたいということ述べたが、それはひとえに「無用之費を相省御用銅無滞上納仕度」ということを藩側が望んだからである。

この寛政五年の領内三ヶ山の稼行停止は、象徴的な意味合いを持つ。藩側は、銅山稼行による諸経費の増大と、それに伴う、返済の目処も立たぬままに増えていく幕府からの拝借及び商人資本からの借り受けの年賦に追われ、結局その稼行自体を放棄してしまうのである。そして「無用之費を相省」という意識の下で、銅山経営を行うことを指向したのである。いわば、経営資金の切りつめによる、銅山経営の縮小化を藩側は目指したのである。

明和から安永期が、盛岡藩の銅山政策において、その産銅の増加に伴う経営規模の拡大化を指向した（多分に幕府の影響下によるものであり、必ずしも銅山経営に有利となるものとはいえないが）時期であるとするれば、天明の凶作以後の盛岡藩の銅山政策は、出銅の増加による純益を求めようとするよりは、いかに経費を抑え、その限られた資金繰りの中で、幕府からの拝借や商人資本からの借りうけを返納していくかということに主眼が置かれたものであったと考えられる。そしてその傾向が顕著に現れてくるのが、天明末から寛政の初頭にかけてであり、それは安永期に直営とされた領内の三銅山の稼行休止という形で示されるのである。

鉱山経営は、富鉱脈に当たったときの純益は莫大なものとなるが、近世においては根本的に、採鉱可能な坑道をいかに維持し続けるかということが大きな問題となってくる。そのためには、常に相応の運営資金を

必要とするのであるが、盛岡藩の場合、経営主体である藩が、まず銅山経営費用を藩財政に流用し、銅代を引き当てとして商人資本からの借り受けを行い、さらにはその経営費用を捻出できずに、幕府から度重なる拝借を得るに至るのである。

以上のように、藩財政と銅山経営とは相互に資金繰りの面で、密接な関係を築いたが、藩財政の逼迫に伴う拝借の増加とその返納は、先に見た御用銅買上値段の低さと相まって、盛岡藩の銅山経営を圧迫していたのであり、それが表面化したのが、寛政年間であったと考えられる。

おわりに

盛岡藩における銅山直轄経営が藩財政とどういった関係を築いたのかを、請負経営時代や幕府の銅統制政策の展開等と関わらせて検討してきた。請負経営時代は、商人資本を藩財政に取り込むことを指向し、経営費用自体に関しても、御用銅買上値段の低さ等による銅山経営の逼迫については藩側も把握しているが、廻銅の延滞という幕府との関係を悪化させかねない事態に陥らなければ、基本的には経営費用の捻出（多くは幕府からの拝借・前借）に動かないのである。直轄経営化直後は、藩庫からの「付送金」によって経営費用を得ていた銅山ではあったが、やがてその関係は銅代による「御銅山金」による返済を前提としたものと変わり、藩財政の窮乏に伴って、銅代そのものが藩財政に取り込まれて行くことで、銅山経営自体が立ち行かなくなっていくたのである。

最後に、寛政期以後の藩財政と銅山経営との関係について断片的では

ありながら把握することにした。藩政末期に至って、寛政以後に度々産銅減少が見られる理由として「連々御手配後レ之ため敷中遠間之見込ミ所江も切届兼近間当座之御手配勝ニ御座候」と、経営費用の減少などによって、計画的ではないその場を切り抜けるためだけの普請が行われたことがあげられているが、こうした銅山への経営費用投下の減少とその遅れは、藩政末期に至るまで、藩財政の状況によって度々見られるものであり、出銅の増産をはかるために計画的で大規模な普請を行うなどということは、盛岡藩直轄経営においては、その財政状況もあり、行い難いものになっていたと考えられる。

当時の財政状況は銅山側から見れば、「京坂之御借錢相高ニ候ため御下し金も無御座候間、眼前ニは御益相遅レ不申様ニ被成候段は難敷奉存候、不案内之族は京坂之御借錢は御銅山向ニて取計候もの様ニ心得居候向も御座候得共、左ニ無之、多分御勝手向之御借錢ニ御座候間、右御返済方は大豆代之外御国産を以御返済ニ相成候得は自ら銅代は速ニ御下しニ相成御銅山之御益も相見へ可申候、乍去当節は右之御都合ニも至兼可申候間、先ツ銅豆代金は不残一旦御蔵元江入金ニ相成候様之御仕法ニ無之では差当り御蔵元取続申間敷、随て京坂御入用向は成丈御省略被成、且余時御入用等は暫く御預不被成様」と、「京坂之御借錢」返済に、大豆をはじめとした産物を当てているのだから「銅代は速ニ御下し」と成るべきのところを、「銅豆代金」はすべて蔵元への返済へと宛てられているため、「御下し金も無御座候」という状況になっているのである。

さらに「御下し金」の根幹である大坂における銅代を元にした収支状況は、藩財政の状況に影響を受けている。万延元（一八六〇）年九月の

「来酉年為御登銅代銀御遣払差引帳⁽⁷⁾」では、御用銅、地売銅を含めた全体の収入が金にして二万三三七兩余のところ、支出は「御銅山御下し金一ヶ年分」一万二六〇〇兩を含めて、三万八四兩余となり、収支は九七〇〇兩余の赤字である。支出の内最大のもの、「御銅山御下し金」であるが、その他にも「年賦金」や「御返銀」、「諸名目之口々と元入并利渡」等が、合わせて一万二〇〇〇兩に及ぶ出費となっているのである。こうした赤字状態を、藩は「来酉年中御銅山御仕入金之内右之通御不足二候得共、高須清兵衛より老万兩の出金にて補二相成御差支無御座候事」という形で乗りきろうとしているのである。

本稿ではこうした大坂の商人資本との関係について検討することが出来なかつた。この高須清兵衛の肩書きは不明であるが、多額の資金援助を行っていることから、かなりの資金力を持った商人資本であつたと推測され、この様な商人資本の資金投下に頼らなければ、銅山経営を行うことは事実上不可能になつていたと考えられる。果たして資金援助を行う商人資本が、どのように盛岡藩の銅山経営に関係し、影響を及ぼしたのか、またそれは幕末期の藩財政とどう関わつてくるのか、今後の課題としたい。また、藩財政と銅山経営との関係を検討するにも関わらず、具体的な藩財政の状態について触れられず、実証性を貧弱なものにしてしまったことなど、多くの課題を残した。今後は残された課題を克服すると共に、銅山社会の内部、とくに銅山労働者の存在形態等に研究の幅を広げ、総合的に盛岡藩の銅山経営について検討していきたいと考えている。

注

- (1) 個別銅山経営に関する研究は、総合的なものとして小葉田淳氏の一連の研究が最も代表的なものとしてあげられる。同氏『日本鉱山史の研究』(岩波書店、一九六八年)、同『続日本鉱山史の研究』(岩波書店、一九八五年)、同『日本銅鉱業史の研究』(思文閣出版、一九九三年)。
また佐々木潤之介「近世産銅政策の一考察」(一)(二)『史学雑誌』六六・六七号、一九五七・一九五九年)、同氏「大坂銅問屋・大坂屋についての覚書」(『研究と評論』第三号、一九五九年)、同氏「秋田阿仁銅山の経営—寛政改革を中心に—」(『地方史研究協議会編』『日本産業史大系』東北地方編、地方史研究協議会、一九六〇年)といった一連の業績が個別銅山経営の研究では、現在に於いても多くの示唆を与えてくれる。その他、盛岡藩に限定すれば、麓三郎「白根・尾去沢鉱山史」(勤草書房、一九六四年)が、最も総合的な盛岡藩の銅山研究を行っている。他に、安保(吉城)文雄「近世における鉱山経営—秋田南部兩藩の場合—」(『秋大史学』第一号、一九五二年)、同氏「近世における鉱山経営の美証的研究—秋田南部兩藩の場合—」(『秋大史学』第三号、一九五三年)、同氏「近世における藩財政の基礎構造—東国諸鉱山を例として—」(『秋大史学』第七号、一九五六年)等があげられる。また自治体史では『鹿角市史』第二卷上・下(鹿角市、一九八六・一九八七年)において、尾去沢銅山を中心に盛岡藩の銅山経営の諸相を述べている。
- (2) 本稿で取り扱う時期の銅貿易に関しては、鈴木康子「寛延・宝暦期の長崎貿易改革」『日本歴史』五三三、一九九三年)が最も詳細なものがある。

- (3) 当該期の幕府の銅統制政策に関しては、永積洋子「大坂銅座」(『地方史研究協議会編』『日本産業史大系』近畿地方編、東京大学出版会、一九六〇年)、中井信彦「転換期幕藩制の研究」(塙書房、一九七一年)、今

井典子「近世中期の地売銅について」『日本歴史』四八〇号、一九八八年、岩崎義則「近世銅統制策に関する一考察―明和銅座設立期を中心に―」『九州史学』一一二、一九九五年）等がある。

(4) 守屋嘉美「文化期の盛岡藩政と民衆」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房、一九九二年)。

(5) 『盛岡市史』復刻版 第二卷(盛岡市、一九八四年)。

(6) 『日本財政経済史料』卷二(大蔵省、一九二二年) 七四八〜七五〇頁。

(7) 『大阪編年史』(大阪市立中央図書館、一九七〇年) 一八二〜一八三頁。

(8) 『雑書』(原本盛岡市中央公民館蔵) 元文四年六月五日条。以下本稿で用いる「雑書」は、雄松堂マイクロフィルム出版のマイクロフィルムに依った。

(9) 『南部銅山前々御取扱之次第』『秋田県史』資料近世編下(秋田県、一九六三年) 四三八〜四三九頁。

(9) 寛保三年の輸出銅量半減の理由は、これまでの貿易仕法による国内銅の流出を押さえ、不足がちな、元文以来の鑄銭における銅需要へと向けるためであった(『通航一覽』第四冊、国書刊行会、一九一三年、三七頁)。そして同時にこの輸出銅量半減令は、御用銅を国内で買い上げた値段よりさらに低い値段で、長崎から銅を輸出し続けることで出来る差額によって財政状態を悪化させていた長崎会所と、長崎貿易の利潤から運営資金を得ていた銅座との財政状況に密接に関係したものであった(前掲永積洋子「大坂銅座」四一六頁以降)。すなわち、銅半減令の実施と同じ寛保三年に、今度は御用銅買上値段を、全国一律一〇〇斤につき二〇目値下げとする旨、長崎奉行が布達したのであるが、輸出銅量の半減と買上値段の値下げは、輸出量を抑えることで海外貿易で得る損失を低く抑え、そして同時に国内での買上値段をより海外輸出銅値段に近づけることで、さらにその損失を低く抑えようとする幕府の政策の一環

であったと考えられる。

(10) 前掲「南部銅山前々御取扱之次第」。

(11) 『雑書』延享元年六月二十九日条。

(12) 「丸屋甚兵衛等拾八人江御委任証文」『秋田県史』資料近世編 下、四三四〜四三五頁。

(13) 『雑書』宝暦五年七月十日条。

(14) 『飢饉考』卷之一、岩手県立図書館編『岩手史叢八 飢饉考(八)』(岩手県文化財愛護協会、一九八四年) 一五頁。なお前川善兵衛及び領内有力商人を御用商人化していく当該期の盛岡藩の動きについては、細井計『近世の漁村と海産物流通』(河出書房新社、一九九四年)を参照した。

(15) 『雑書』宝暦五年十一月四日条。

(16) 享保十九年に尾去沢銅山支配元となり、寛保二年十月まで請負経営を行った南部屋八十治は、江戸小梅銭座において、寛保元年十月まで鑄銭を請け負っていた(『雑書』寛保元年十月二十四日条)、富裕な商人資本であった。盛岡藩から南部屋へ与えられた証文では、「此末段々御用金借上候ハ」と、御用金を借り上げる場合について明示され、その際は「老ヶ年限り床役金ヲ以可被遺事」と、床役金によって一ヶ年稼行期間を与えるといった利権を認めている。さらに、「長崎会所より銅前金段々拝借ハ年々出銅ヲ以上納申寄相定候間」と、長崎会所からの前借金に關しては、南部屋の今後の働き如何であることを明示し、商人資本に返済を任せている。藩はこうした証文を与えることで、商人資本に、請負人として銅山経営を任せるが、一旦銅山請負人になると、銅山にのみ資本投下を行えば良いというわけではなく、この証文にあるように、藩財政への援助を命じられることをも請負人は認めなくてはならなかったのである。だが、南部屋の盛岡藩財政への関わり方は、銅山経営への参加

によって結ばれる契約的なものであったのであり、銅山経営という特権を賦与されることで御用金の借上を命じられる領内商人たちとは、藩との関係において異なるものであった。

(17) 宮本文次『小野組の研究』第一巻(新生社、一九七〇年)四三七頁以降。

(18) 『宝暦三癸酉歳十二月仲間定』(前掲『小野組の研究』第一巻)四四三〜四四五頁。

(19) 『大阪編年史』(大阪市立中央図書館、一九七〇年)四八二頁。

(20) 『大意書』(『近世社会経済叢書』第七巻、改造社、一九二五年)四六〜四七頁。

(21) 宝暦四年の増売三万斤を含めた七三万斤の廻銅定高と、御用三山の決定は、盛岡藩にとって、宝暦五年の凶作を含めて、大きな問題となったようである。「雑書」宝暦六年七月二十八日条において藩主自らが、出銅について「長崎御用銅之義、相滞候ては、御用之差支ニ相成事ニ候」と、書付を出して督促しているのは、御用三山に定められたことでの「御用」の重みが増したことを示していると考えられる。

(22) 『雑書』宝暦七年三月二十六日条。

(23) 『雑書』宝暦七年四月二十二日条。ここで盛岡藩側が長崎奉行に対して願出た内容中に於いて、「銅代金之内三百貫目御前借可被仰付候段被仰渡難有仕合奉存候由、家来之者御請申上候、銅山懸之役人共申聞候ハ、被仰渡候趣奉重一端御請ハ申上候得共、御前借にてハ山中相統御用銅無滞差上候儀、千万無覚束奉存候」と、前借だけでは、銅生産費の問題が解決されなかったことを示している。

(24) 『雑書』宝暦十一年七月二十八日条。

(25) 前掲『尾去沢・白根鉦山史』一一四頁。

(26) 前掲『大意書』四六〜四七頁。

(27) 『雑書』宝暦十四年二月二十六日条。

(28) 当該期の秋田藩の銅山経営については、『秋田県史』第二巻、近世編上(秋田県、一九六四年)六六七頁以降及び、前掲佐々木潤之介「近世産銅政策についての一考察(二)——秋田阿仁銅山を中心として——」参照。また、前掲岩崎義則「近世銅統制策に関する一考察——明和銅座設立期を中心に——」では、宝暦年間の秋田藩の廻銅減少について、明和銅座設置の意義の検討を通じて考察している。森朋久「安永二年の秋田藩前貸金について——廻銅手当金の一考察——」(明治大学大学院紀要、二四集、文学編、一九八六年)では、安永二年の幕府からの一万兩の前借金が、逼迫する秋田藩財政に宛てられ、銅山経営費用として少額しかまわされなかったことを指摘し、秋田藩が銅山経営を理由として幕府から借り受けた金を、藩財政の救済に用いたということを述べている。

(29) 明和元年の秋田阿仁銅山上知令に関しては、以下の史料を参照した。『御触書天明集成』(岩波書店、一九三六年)二八三九号。「秋田銅山之一件宝暦十四申年」『秋田県史』資料、近世編下、四〇三〜四〇六頁。『国典類抄』第十九巻、雑部、十八(秋田県教育委員会、一九八四年)四〇一〜四一六頁。

(30) 前掲岩崎論文。

(31) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』(塙書房、一九七一年)九二頁以降。

(32) 佐々木潤之介「宝暦期の位置づけについて」(『歴史学研究』三〇四、一九六五年)。

(33) 『雑書』明和二年九月二十八日条。

(34) 『雑書』元文四年四月二十一日条では、老中松平左近将監に盛岡藩江戸御留守居が呼ばれたので、吉田弓左衛門が参上したところ、「大坂廻銅不指丈様可仕旨」を書付によって「被仰渡」た。そこで幕府側は、盛岡藩に対して、「右銅山請負人廻方等相滞候義も候ハ、外之者ニ請負

申付、長崎廻不相滞様可被致候、若請負人引替候ハ、先達而拝借等も有之間、早速取立返納有之様可被相心得候」と、当時請負経営者であった南部屋八十治を請負人から変更するようにということを述べている。南部屋は先に述べたように寛保二年に請負経営から退いたが、「雑書」寛保二年十月六日条では、まず南部屋の稼行請負期限が切れることと、南部屋自身の老衰と病身によつてこれ以上の請負は難しいことから、是非銅山請負を止めさせてもらいたいという南部屋側の言い分が示されている。それに対し盛岡藩は、「当夏従 公義廻銅延滞に付御吟味有之、当年廻銅之儀急度被 仰付候間、当春より銅山仕入下金及遅滞、銅出過分不足有之儀、八十治へ御役人共を以御吟味被成候処、右御山御免願上候付、当春より江戸上方表金主等覚手段指支之儀有之、下金遅滞仕候旨申出候、其上廻銅方いたし方共ニ不宜儀有之」と、幕府からの「御吟味」によつて、藩側も独自に調査した結果、盛岡藩は同日条において、南部屋を「御山御免」とし、さらに「御吟味之上別人跡山師ニ御取替被遊可然」ということで、かつて南部屋とも尾去沢銅山の経営に携わった経歴を持つ、江戸商人福嶋源兵衛に請け負わせることを決定したのである。結局のところ、南部屋に対する銅山請負人の罷免は、幕府の「御吟味」が直接の要因となっているが、逆に元文四年段階では藩側も南部屋を請負経営者からはずすということはなく、年限が切れることと再度の「御吟味」による幕府との関係悪化を怖れての「御山御免」であったと考えられる。

(35) 「雑書」明和二年十月二十二日条。「銅山記」(盛岡市中央公民館蔵)。

(36) 前掲「銅山記」。

(37) ここでは、山口啓二『幕藩制成立史の研究』(校倉書房、一九七四)、渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』(柏書房、一九六五年)を代表的成果としてあげておく。

(38) 通常、銅山への販売を目的とした御用米の買上値段は、藩庫への利益を考えれば、領内相場に比して低く抑えられていると考えられるが、「雑書」天明二年十一月十三日条には、花輪・毛馬内両通に於ける御銅山入用米の買上げ価格について、花輪・毛馬内での買米値段を、「老駄ニ付老貫八百文」としているが、「表御買米老貫五百文直段被 仰付候得共、鹿角は前々より時相場相応ニ取計被仰付相応由」と、藩庁側の指定した一駄につき一貫五〇〇文という値段に対して、鹿角での買米値段はその時の相場に合わせて取りはからうものであると、御銅山御用懸と御勘定頭らが申し出ている。ここから見るに、この時期の、御銅山御用米の買上げは、必ずしも藩庫への利益を考えただけのものではなく、市場の相場を勘案しつつ、米を生産する両鹿角地域の再生産をも考えたものであったと考えられる。

(39) 前掲「銅山記」。

(40) 前掲「銅山記」。

(41) 「雑書」明和二年十二月二十日条。前掲「銅山記」。

(42) 「雑書」安永九年十二月八日条では、「御銅山并白根御山御用春木起炭留木笹板売上候者共より」十分一役などを取り立てることを請け負っていた肴町次郎右衛門という者が、請け負った際に約束した礼錢を上納できなかったことから、その証文を取りあげ、以後「御銅山御手取」ということになっている。尤も、そこで取り立てた礼錢は、「御銅山方より御表へ差出」と、藩庫に納められた。

(43) 「御銅山御定目并御役人登山之砌被仰渡留帳」(『鹿角市史資料編』第二六集、鹿角市役所、一九九四年)。

(44) ここで取り立てられた銅山は、安永四年に尾去沢銅山同様「御手山」となる鹿角郡不老倉銅山・和賀郡水沢銅山(「雑書」安永四年三月十五日条において、両銅山を御手山としている)・鹿角郡長坂銅山(前掲

「御銅山御定目并御役人登山之砌被仰渡扣留帳」安永二年癸巳御懸御勘定頭江刺家兵左衛門登山ニ付被仰渡之において、「長坂御山水沢銅山御取立」とある）等であったと考えられる。

(45) 前掲「大意書」四八頁。

(46) 前掲「大意書」四七頁。

(47) 前掲「大意書」四七〜四八頁。

(48) 前掲「大意書」四八頁。

(49) 前掲「大意書」四八頁。

(50) 前掲「大意書」四八〜四九頁。

(51) 「雑書」安永三年十月八日条。

(52) 前掲「大意書」一一〇頁。

(53) 前掲「御銅山御定目并御役人登山之砌被仰渡扣留帳」。

(54) 前掲「尾去沢・白根鉱山史」四三六頁の「尾去沢鉱山産銅量」に依拠すれば、当時の産銅量は【表・b】(表は本稿末尾にまとめてある)のようになる。安永二・三年の両年は、安永・天明年間を通じて最大の産銅量を誇った年であった。これに白根・不老倉などの諸銅山の産銅量を加えることで、盛岡藩は一〇〇万斤を超える廻銅を実現しようとしたのである。だが、安永四年以降、盛岡藩の思惑を裏切る形で、産銅量は多い年で七〇万台の後半の斤数であり、到底藩の望む量の産銅量とは成り得なかったのである。

(55) 前掲「御銅山御定目并御役人登山之砌被仰渡扣留帳」。

(56) 「雑書」安永六年十二月二日条によれば、「大坂御廻米之儀、去年御伺被成候節以来之儀は、年々相伺可申旨御付札被 仰出候」と、安永五年から大坂廻米については年々幕府に伺い出て許可を得れば行うことが出来、その量について盛岡藩は一万石を希望したが、五〇〇〇石とされた。(57) 「雑書」の記事によると、安永六年の領内損毛高は六万一千三〇〇石

(十二月三日条)とあり、同年の米相場は高騰を続けていた(八月五日条)。さらに、同七年領内酒屋商人等が、近年打ち続く米高値によって造酒業が難渋しているので札銭上納を免じて欲しいと言うことを述べ

(九月十三日条)、向中野通では百姓達が不作と米高値によって困窮し、藩に拝借金を願ひ出ている(十一月十三日条)。同八年には、夏に洪水が領内を襲い、損毛高は五万二千六〇〇高となった(十月二十八日条)。

ここから、この時期領内の作毛状態はむしろ悪く、それでもなお、藩は費用捻出のために大坂への廻米を行ったのである。ちなみに廻米は、天明三(一七八三)年の凶作に至ってしばらく中断の後、文化十三(一八一六)年に盛岡藩側からの願出によって中止となった(文化十四年正月五日条)。

(58) 【表・b】参照。

(59) 「雑書」天明八年十一月十七日条。

(60) 「雑書」寛政元年四月十九日条。「寛政元酉年四月十七日銅山見聞之節覚」(『秋田県史』資料、近世編下)三七一〜三七三頁。この寛政元年に派遣された銅山見分使は、盛岡藩と秋田藩、そして新庄藩を巡見した。

(61) 『御触書天保集成』(岩波書店、一九四一年)五九三〇号。

(62) 「雑書」天明八年五月八日条。

(63) 前掲「雑書」寛政元年四月十九日条。

(64) 「御銅山秘書」巻一(岩手県立図書館蔵)。

(65) 「雑書」寛政二年九月十六日条。

(66) 「雑書」寛政三年正月五日条では、錢屋四郎兵衛から御用銅四万一千〇五斤分の資金を十五ヶ年賦で得た盛岡藩の、寛政二年分の「弁納銅」の廻銅について述べられているが、このように、御用銅代などによって、大坂の商人資本から資金を得ており、幕府からの前借の返納ばかりでなく、藩財政に関係する様々な支払いに、銅代銀は使用されたのであり、

相応の大坂への廻銅が必要とされていたのである。

(67) 「雑書」寛政四年八月九日条。

(68) 「内史略」后十八(岩手県立図書館編『岩手史叢五 内史略(五)』)岩手県文化財愛護協会、一九七五年)五七六頁。

(69) 「安政四年御銅山御手山以来御仕法向色々変化之次第并出鉛銅増減之訳、其外御取据ニ相可成ヶ条荒増取調帳」(「沢田家文書」一〇七号、岩手県立博物館蔵)。

(70) 「雑書」寛政五年二月二十四日条。

(71) 「雑書」寛政六年正月二日条。同年三月十七日条。

(72) 三ヶ山の「休山」と、定例銅の減銅は、安永三年以来盛岡藩が与えられていた廻銅手当にも無論影響を与えている。「雑書」寛政六年十二月十八日条では、幕府勘定奉行久世丹後守に盛岡藩江戸御留守居が呼び込まれ、これからは定例高が五三万斤と定められたが、今まで七三万斤皆納の上で支払っていた手当銀八〇貫目については、七三万斤に八〇貫目の割合(一万斤につき一貫九五匁)で支払っていたのだから、今後は五三万斤の割合で支払う(五九貫三五匁程)ことが決められた。

(73) 「雑書」寛政六年三月二十一日条。

(74) 前掲「沢田家文書」一〇七号。

(75) 前掲「沢田家文書」一〇七号。とはいえ、同史料によれば、文政年間から天保初年までは平均で八、九〇万斤の産銅を見たのだが、天保の凶作を契機に産銅減少に向かい、弘化四年の「御銅山再盛」計画へと至ったとされる。文政年間の産銅増の原因としては、「神鼎院様(南部利敬 引用者註)御直ニ御指図」といった藩側の熱心なこ入れが功を奏し、「文化十三年比より遠間見込ミ之揚所江夫々行届追々出銅相増候」という状況に変化したのである。これは明和の直轄経営直後から安永初年、そして天明の凶作に至る状況に類似していると考えられるが、その具体

的な状況の比較に関しては今後の課題としたいと考えている。また、寛政末期からの銅山経営費用に関わらず藩財政を圧迫した最大の要因には、蝦夷地警固の問題が存在していると考えられる。「雑書」享和三年一月十六日条では、海失銅に伴って、幕府に対して御用銅買上値段の引き上げと、二〇万斤の地売銅買上を願ひ出たが、そこで「当時ハ蝦夷地格別之御用向も相蒙、右之方入用筋之儀も過分之儀ニて不時入用之出方他借を以取計候之儀ニも御座候得ハ、唯今迄之通銅山方助力之儀も届兼彼是難仕作」と、蝦夷地警固を命じられたことによる出費を賄うために「他借」に及ばざるを得ず、銅山方への藩庫からの「助力」も難しくなっているところである。

(76) 前掲「沢田家文書」一〇七号。

(77) 「来西年為御登代銀遺私差引帳」(「沢田家文書」一二三三号、岩手県立博物館蔵)。

〔付記〕

本稿は平成十一年十二月に弘前大学大学院人文科学研究科に提出した修士論文の一部を加筆・修整したものである。なお、修士論文作成にあたっては、指導教官でおられた長谷川成一先生には懇切な指導を賜り、深く感謝いたします。また学外でも、吉城文雄先生にご教示いただきました。改めて感謝申し上げます。史料閲覧の際にお世話になりました、岩手県立博物館、岩手県立図書館、盛岡市中央公民館の皆様には末尾からお礼申し上げます。

(こいしかわ・とおる 青森県立郷土館臨時事務補助員)

【表・b】

尾去沢鉱山産銅量

年次	産銅量(斤)
安永元	572,538
2	844,381
3	912,577
4	670,103
5	530,913
6	597,213
7	645,352
8	577,619
9	758,450
天明元	776,000
2	605,328
3	601,110
4	439,928
5	486,072
6	636,678
7	474,991
8	264,881
寛政元	200,694
2	264,286
3	301,063
4	422,688
5	410,913
6	750,166
7	484,034
8	438,356
9	470,672
10	573,116
11	602,006
12	618,653
享和元	552,793
2	457,988
3	408,150

麓三郎『尾去沢・白根鉱山史』pp.436～437より一部引用。

【表・a】明和銅座設置に至る主な銅統制政策

年次	政策
元禄8年(1695)	長崎貿易において、銅による代物替開始。
同14年(1701)	第一次銅座設置。
正徳2年(1712)	銅座廃止。
元文3年(1738)	第二次銅座設置。
寛保3年(1743)	輸出銅量半減令、御用銅買上値段100斤につき20目値下。
延享元年(1746)	輸出銅量を310万斤に定む。
寛延3年(1750)	第二次銅座廃止、御用銅買上値段値下→盛岡銅139匁4分8厘、秋田銅156匁5分2厘、別子立川銅139匁4分8厘。
宝暦4年(1754)	「御用三山」の制定。
同13年(1763)	銅生産振興について全国に布達。
明和元年(1764)	秋田阿仁銅山上知令。
同2年(1765)	銅座設置に関して調査。
同3年(1766)	第三次銅座設置。

「雑書」、「大意書」、「南部銅山前々御取扱之次第」、『大坂編年史』第9巻、『通航一覽』第4冊、『御触書天明集成』2839号、『国典類抄』第19巻 雑部 18等によって作成。